

### 草加市総合教育会議傍聴規則（案）

#### （趣旨）

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 4 の規定により公開する草加市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （傍聴定員）

第 2 条 市長は、あらかじめ傍聴定員を定めるものとする。

2 傍聴希望者が前項の定員に達したときは、傍聴を制限することができる。

#### （傍聴証）

第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、市長の許可を得て、傍聴証の交付を受けなければならない。

2 傍聴者は、会議の傍聴中傍聴証を左胸部に着用し、会議終了後、傍聴証を係員に返却しなければならない。

#### （傍聴者の守るべき事項）

第 4 条 会議を傍聴する者は、会場内において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛に傍聴し、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。
- (3) プラカード、旗等を持ち込み、又ははちまき、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 所定の傍聴席以外の場所に立ち入らないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (7) 写真撮影、録画及び録音を行わないこと。ただし、あらかじめ市長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (8) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

#### （違反に対する措置）

第 5 条 市長は、傍聴者が前条の規定に違反したときは、これを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

附 則

この規則は、平成 2 7 年 月 日から施行する。